# 答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。)に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

## 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

## 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が請求人に対し平成29年6月12日付けで行った保護申請却下処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるというものである。

## 第3 請求人の主張の要旨

現在の住居の契約更新を平成30年3月に控え、担当者は転居を強く勧めるが、転居する場合1人分の転居費用しか支出できないという。請求人は、かつて、担当者から、ケース次第では、世帯分離中の長女の分も含め、2人分の転居費用が支出できる場合があると聞いており、1人分の転居費用しか支給できないのであれば理由を説明すべきである。転居費用の支出について、過去に担当者から不当な取扱いを受けたことがあり、処分庁の措置には納得できない。

## 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の 規定を適用し、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
平成29年10月16日	諮問
平成29年10月25日	
平成29年11月20日	審議(第15回第4部会)
平成29年12月19日	審議(第16回第4部会)

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した 結果、以下のように判断する。

#### 1 法令等の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法11条1項は、保護の種類として「住宅扶助」を挙げている。そして、法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしている。
- (2) 法24条1項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書を作成することができない特別の事情があるときを除き、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなけ

ればならないとし、同項は同条9項により保護の変更の申請に 準用すると規定している。また、厚生労働省令で定める事項と して、法施行規則1条3項は、「要保護者の性別及び生年月 日」及び「その他必要な事項」を挙げる。

そして、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第9・1によれば、「生活保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、他法他施策の活用等について助言を適切に行うとともに生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認すること。」、「また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付し、申請手続きについての助言を行うとともに、保護の要否判定に必要となる資料は、極力速やかに提出するよう求めること」と定められている。

- (3) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第7・問30・答によれば、局長通知第7・4・(1)・カにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」について、「次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られる。」とし、「2実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃又は間代よりも低額な住居に転居する場合」等が挙げられている。
- 2 これを本件についてみると、処分庁は、請求人の求めに応じ、 事案に則して、請求人に対する住宅扶助費の支給額や、転居費用 の取扱いなどを説明した上で、法24条1項、法施行規則1条3 項及び局長通知第9・1に基づき、転居後の住宅や家賃に関する 資料の提出を求めたことが認められる。しかし、請求人は、その 後も全く資料を提出しなかった。そこで、処分庁は、本件保護申

請書に係る敷金等の支給の要否について判断することができない ものとして、本件処分を行ったものと認められる。

以上の事情に基づけば、その余の事情を判断するまでもなく、 本件処分を違法又は不当とすることはできない。

3 請求人は、上記(第3)のとおり主張する。しかしながら、請求人は、本件保護申請に当たり、保護の申請に係る法24条の規定及び局長通知第9・1の定めに基づき、「保護の要否判定に必要となる資料は、極力速やかに提出する」ことが求められており、処分庁に対して、転居後の住宅や家賃に関する資料を速やかに提出すべきであった。にもかかわらず、請求人は、本件処分に至るまで何ら資料を提出しなかったことが認められる。このことから、本件申請書に係る敷金等の支給の要否について判断することができなかったため、やむなく本件処分を行ったという処分庁の主張には十分な理由があり、請求人の主張を認めることはできない。

なお、請求人は、反論書において、担当者らとの間で、敷金等に関する資料の添付に関する話をしていない旨を主張するところ、転居費用をテーマとした話合いの場において、かつ、請求人が転居費用の支給を求める保護申請を行う意向を表明している状況下、転居費用支給の可否を調査・検討する担当者らが、その調査・検討に必要不可欠な資料の提出について一切言及しなかったというのは、極めて不自然であって、請求人の主張を認めることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や 法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適 正に行われているものと判断する。 よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名) 松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美